

金融会計の意義とその特性

—— 行動・評価・仲介の観点から ——

Finance and Accounting: Stakeholder's Behavior, Evaluation and Intermediation

星野 一郎
Ichiro Hoshino

要 約

本稿においては、そのタイトルが示すとおり、金融会計の意義とその特性を、経済主体の行動、評価そして仲介の観点から考察したものである。金融会計とは、簡略に定義すると、金融あるいは金融機関にかかる会計問題を、従来の会計学の枠組みにとらわれず、その背景や制度などについても検討する学問領域であり、また実務領域である。

このような金融会計は、多様性と二面性、行動主体と行動客体、評価主体と評価客体、仲介者、そして、会計情報作成者と会計情報利用者などの視点から検討することによって、その特性と貢献可能性が明瞭になる。本稿においては、こうした金融会計の機能と構造を提示し、それぞれにおけるテーマや論点を考察している。

キーワード：金融会計、金融機関、会計情報、会計基準、多様性、二面性、行動主体と行動客体、評価主体と評価客体、仲介者、会計情報作成者と会計情報利用者

目 次

はじめに——接点と融合そして束
I. 多様性と二面性という特性
II. 行動主体と行動客体
III. 評価主体と評価客体

IV. 仲介者としての金融機関
V. 仲介者としての会計情報
VI. 会計情報作成者と会計情報利用者
むすび——特殊性と普遍性の接点

はじめに——接点と融合そして束

本稿のタイトルにある金融会計とは、筆者による造語とまではいわないまでも、それほど一般的な用語、概念ではない。また金融会計という用語が用いられるときにおいても、その筆者によって、その定義や用法が異なるのも事実である¹⁾。

本稿においては、金融会計の概念とその定義を考察するとともに、その意義や効果さらには影響や背景などについて検討することを目的とする。

本稿では、金融会計をつぎのように定義する。金融会計（論）とは、金融（市場またはシステム）あるいは金融機関にかかる会計問題を、その研究、調査領域とする学問領域であり、またそれにかかる実務領域である。また金融会計は、金融あるいは金融機関にかかる多様な利害関係者の意思決定と利害調整について、おもに会計面から検討する学問領域であり、さらに、金融あるいは金融機関にかかる会計行動の背景に存在、機能する経済的な制度やその機能を考察する機能をも有している。こうした金融会計を構築、発展させてゆくことは、会計制度を含む経済制度の、適時適切な構築と運用に貢献し、会計学と金融論における

1) 日本大学大学院経済学研究科においては、金融会計論なる科目が設置されている（担当教員は田中建二。田中の現在の所属大学は早稲田大学大学院ファイナンス研究科）。つぎの同研究科のサイトを参照のこと。http://www.eco.nihon-u.ac.jp/contents/graduate/couse_outline.html, 2006年1月10日現在。

著書については、柴 健次「テキスト金融情報会計」（中央経済社、1999年）がある。

なおわが国の図書分類においては、銀行会計という類型があるが、本稿でいう金融会計はこれに近い概念であるが、金融会計は当然、銀行会計よりもその対象範囲もひろく、またそのアプローチも多様である。

理論と政策そして実務を「融合」するという意義を有するものである。そのなかには基本的に、財務会計的分野と管理会計的分野とが混在しているが、金融会計において現実に問題になる事柄のほとんどは、財務会計的分野に属するものである²⁾。この分野を中心に検討する²⁾。

金融会計の特性等については、これから検討してゆくが、それを表象する用語は、接点、融合そして束 (nexus) の3つである。金融会計および金融機関は、資金調達と資金運用、市場と情報、そして評価主体と評価客体などとの接点であり、同時にそれらを融合する役割を担っているものであり、さらには、リスクやリターンが束が集約される「場」なのである。このような特性を有する金融会計は、当然、学問領域でいうと、会計学 (財務会計論) はもちろんのこと、経済学 (金融論) や政策論なども交錯する複合領域的な内容を有している³⁾。本稿においては、このような観点から、金融会計の特性とその意義等について、あらたな知見を含めた提案をしてゆくことにする。

こうした意味において、財務会計 (論) の英語表記が“Financial Accounting”であったのに対して、金融会計 (論) のそれは“Finance and Accounting”または“Accounting in Finance”が妥当であろう。

財務会計 (論) において対象となる領域が会計処理と開示制度に大別されるのと同様に、金融会計 (論) におけるそれにおいても、これらに大別できる。金融会計における会計処理で問題になるテーマには、たとえば、金融商品の評価や不良債権の評価があげられ、開示制度においては、いわゆるディスクロージャー誌の記載内容やその形式

などが問題になる。

なお本稿において展開する提案、提唱は、従前の金融会計の機能と構造を前提としつつ、そこにおける論点整理をおこない、その意義等についてのあらたな内容を提示することを、その目的とするものである。

I 多様性と二面性という特性

金融会計や金融機関そして金融商品には、それらのシステムや機能の複雑性に起因した多様性が内包されている。本稿において、こうした多様性について詳述することは回避し、それと二面性の関係あるいは境界に焦点をあてた検討をおこなう。金融会計あるいは金融機関を考察するに際しては、当然、その投資対象である事業会社等 (との関係) も問題になるが、本稿では原則として、金融機関を中心にした検討を展開する。

金融機関と金融商品には、それぞれの特性に応じた多様性と二面性が混在している。こうした特性は、その経済的かつ会計的機能上から当然に導き出されるものである。ここでいう多様性とは、金融機関と金融商品は多様な機能と構造を有していることを意味し、また二面性とは、金融機関と金融商品には、それぞれにおいて、かつ多様な特性において、2つに識別することが、理論上、概念上そして分析上、有益であることを示唆している。

以下においては、まず金融機関と金融商品に分けた議論を展開し、それらに共通の概念を考察する。

I・1 金融機関における多様性と二面性

金融機関は、その種類と規模において非常に多様性を有している。

(1) 金融機関の種類

わが国においては、預金保険制度の対象となる「金融機関」として、つぎのような組織があげられる⁴⁾。

- ① 銀行法に規定する銀行
- ② 長期信用銀行法に規定する長期信用銀行
- ③ 信用金庫

2) 本稿の筆者はこれまでに、金融あるいは金融機関にかかる会計問題を中心に研究してきた。つぎの文献を参照のこと。

星野一郎『金融機関の会計政策——時価会計・利害調整・情報操作——』(中央経済社, 2005年)

星野一郎『金融機関の時価会計——背景・役割・影響——』(東洋経済新報社, 2001年)

星野一郎『金融危機の会計的研究——米国 S&L 危機と時価評価——』(同文館, 1998年)

3) 本稿で議論する金融会計と経済学とは、市場メカニズム重視という点で共通点を有し、また金融論とは、貸借対照表重視という点で共通点を有し、会計学とは、資金調達と資金運用という点で共通点を有し、さらに政策論とは、制度・システムの構築と運用という点で共通点を有している。

4) 預金保険機構『預金保険機構年報 [平成16年度]』預金保険機構, 2005年, 51頁。

- ④ 信用組合
- ⑤ 労働金庫
- ⑥ 信金中央金庫
- ⑦ 全国信用協同組合連合会
- ⑧ 労働金庫連合会

これらの「金融機関」は、預金保険法第2条第1項により規定されたものであり、当該法律の適用対象になるものである。一般に、「金融機関」といった場合、これらに加えて、日本政策投資銀行や住宅金融公庫などの政府系金融機関、さらには郵便貯金なども「金融機関」として認識されているであろうし、またこれらは銀行と同様または類似の機能を発揮しているものである。さらに証券会社、生命保険会社や損害保険会社、投資信託会社、短資会社そしてクレジットカード会社なども「金融機関」として理解されることがある⁵⁾。

本稿においては、こうした「金融機関」の種類について、これ以上深入りしないが、これら組織における共通点は「信用供与」であり、その相違点は「預金」の受入れをしているか否かである。経済的、会計的にいえば、信用供与という機能がより重要であるが、預金保険（そしてそれにまつわる会計問題）も重要である。このような意味において、金融機関は、その種類において、多様性と二面性を有しているのである。

(2) 金融機関の規模

金融機関はその規模においても、非常に多様性がある。ここにおいて肝要なことは、金融機関の規模を、なにをもって定義、規定するかである。通常、わが国では、その預金高をもってそれを規定する傾向があるが、それに限定する必然性はない。具体的には、資本金あるいは自己資本、従業員数、利益額や総資産額などがそれにあたる。これらのうち、どの指標をもって組織規模を定義す

るかは、分析目的等によって異なるだろう。またどの指標に依存しようとも、かつ大雑把な二元論⁶⁾によると、その規模は2つに大別することができよう。もっとも、現実の金融機関においては、その規模を2つに分けることが実質的に妥当かどうか疑問もあるが、本稿においては、とりあえず、こうした観点に立脚する。本稿でいう金融会計の内容は、原則として、その組織規模によって大きく異なるものではないが、基本的には大規模な金融機関に特化した議論を展開する。

I・2 金融商品における多様性と二面性

金融機関と同様に、金融商品は、その種類と意義において非常に多様性を有している。金融商品は、その準拠法や規制機関（したがって多くの場合、取扱金融機関の相違でもある）による分類もあるが、本稿では（したがって金融会計では）、預貯金、株式、債券、投資信託や外貨建て商品、さらにはいわゆるデリバティブなどに分類することが適当と考える。このような金融商品のなかにも、多様な種類のものが存在する。本稿においては、こうした金融商品の多様性を指摘し、その実質的、会計的な本質は二面性を有することについて簡略に検討する。

本稿では原則的に、金融商品の大半またはその実質を広義の有価証券と認識する。このような有価証券あるいは金融商品は、2つのタイプの二面性を具有する——さらには、これに関連して、会計上の二面性も存在する——。

(1) 持分証券と負債証券

有価証券はその仕組みや構成要素がいかに複雑であろうとも、基本的に、株式を代表とする持分証券と、債券を代表とする負債証券に分けることができる。デリバティブなどの（一見）複雑な金融商品も、それは、持分証券の特性またはその構成要素と負債証券のそれを組み合わせたものにほかならない。

このようなタイプの二面性は、会計的には、資金調達側からみると、持分証券は資本金や資本剰

5) さらにいえば、消費者金融業者や質屋なども、おもに個人をその対象にしているとはいえ、その資金調達に貢献しているという点からすると、十分に金融機関と呼ぶに値する内容を備えている。とくに質屋は、「質草」という担保を根拠に資金を貸与しているが、多くの場合、それを「流す」ことが想定された資金供与であることに、その大きな特徴がある。このような特徴は換言すれば、それだけ、担保の評価が重要であり、質屋はそれこそ、命がけの評価、鑑定をなすことになる。また「質草」として持ち込まれるものの中には盗品があることも、なにかしら金融機関の本質を物語っているようにも思われる。

6) 二元論または二元論的な考察は、その意義と限界を十分に認識して活用すべきである。二元論的な認識は、現象や事象を理解するうえで、また論点整理には貢献する可能性があるが、細部または本質の一部を見落とす懸念もあることを銘記すべきである。

余金などの資本の部を構成することになり、また負債証券は、社債などの負債の部を構成することになる。そして資金運用側からみると、持分証券であろうと負債証券であろうと、それらは原則的に有価証券勘定として資産の部に記載されることになる。

(2) 金融資産と金融負債

金融商品は、それによって資金調達するかまたは資金運用するかによって、金融資産と金融負債に分けることができる。同一の金融商品でも、これを資金調達側からみると金融負債になり、これに対して資金運用側からみると金融資産になる。つまり金融会計の重要な要素である金融商品を、資金調達側からみるかまたは資金運用側からみるかによって、その会計処理が異なることになる。

ここにおいて肝要なことは、近時話題になる時価会計（評価）においても、その適用対象を金融資産（の一部）に限定しているが、同一の金融商品によったものであったとしても、資金運用側における金融資産に対する会計処理と、資金調達側における金融負債に対するそれとが異なることは、理論上も実務上も⁷⁾、またミクロ的にもマクロ的にも、けっして好ましいものではない。

また、市場性のある有価証券ならともかくとして、そうでない有価証券に対してまでも全面的な時価会計を適用することは、現実的には不可能または非常に困難である。

I・3 会計処理とディスクロージャーの関係

企業会計における特徴としては、金融商品における会計処理とディスクロージャーという2つの側面およびその関係がある。会計処理とは、複式簿記メカニズムを通じて、財務諸表本体の会計数値に直接的な影響をおよぼす会計上の手続きを意味する。これに対してディスクロージャーとは、財務諸表本体を含む、会計情報の開示制度を意味する。狭義のディスクロージャーの特徴は、財務諸表本体の会計数値に直接的な影響をおよぼさずに、会計情報利用者の意思決定に貢献できることである。ただし狭義のディスクロージャーにおいて

は、会計情報利用者をはじめとした利害関係者の利害に直接の影響をおよぼすことはない——またはそれが非常に少ない——。

金融機関でいえば、たとえばディスクロージャー誌は、そのなかに財務諸表本体の会計数値を包含していることから、広義のディスクロージャー制度にあたる。

このような会計処理とディスクロージャーの関係は、二面性という特性だけではなく、時系列的な順序であるとともに、相互依存的な関係にあるものである、と考えられる。

II 行動主体と行動客体

II・1 金融機関と事業会社における主体と客体の関係

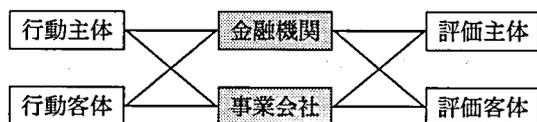
金融機関と事業会社は、それぞれが主体としての側面と客体としての側面を有している。そしてこれらの主体と客体には、行動と評価という2つの特性を有しているのである。こうした機能上の関係を図示すると、図表1のようになる。以下、これについて簡単に説明し、その意義と課題について検討する。

金融会計の特徴のひとつとして、金融機関に直接に関係した経済事象と会計事象のみを対象とするのではなく、金融機関の経済的機能の結果として、その投融資を受けた事業会社との関係が重要になる点をあげることができる。投融資の依頼という点からは、事業会社が行動主体となり、金融機関が行動客体となるが、投融資の実行という点からすると、その立場と地位は逆転する。図表1のうち、金融機関と事業会社そして行動主体と行動客体とを結ぶ実線は、このことを示す（これらの関係とその課題についてはつぎのII・2において考察する）。

これに対して、投融資の内容とその条件を決める際には、金融機関が事業会社の評価主体となり、事業会社が信用供与を受ける金融機関を選別する際には（そのようにめぐまれた事業会社はそんなに多いとは考えられないが）、その立場と地位は逆転する。図表1のうち、金融機関と事業会社そして評価主体と評価客体を結ぶ実線は、このことを示す（これらの関係とその課題についてはIIIにおいて考察する）。

7) こうした代表的な問題に「時価評価のパラドックス」がある。これについてはつぎの文献を参照のこと。

岩村 充「金融負債の時価評価を巡って——理論的整理——」『COFRI ジャーナル』1997年3月、28-32頁。



図表1 金融機関と事業会社における
主体と客体の関係

II・2 行動主体と行動客体としての金融機関と 事業会社

先述した意味において、金融機関および事業会社には、行動主体としての側面と行動客体としての側面が混在している。こうした側面あるいは場面は、投融資に焦点をあてたものであるが、行動内容はそれに限定されない。すなわち、投資プロジェクトなどに焦点をあてることも必要である。なぜなら、時系列的には元来、事業会社の投資プロジェクト（の立案）が先行しているはずだからである。さらに、ここでいう「行動」は経済行動にかぎられるわけではなく、会計行動も含まれると考えることが妥当である。代表的かつ古典的な会計行動についてはつぎのIIIにおいて考察するが、政策的なそれについては、本稿における検討は原則的に割愛する。

以下、4つのケースに分けて考察する。

(1) 金融機関が行動主体となるケース

このケースは事業会社が行動客体となるケース((4))でもある。もちろん、金融機関がその行動の対象とする組織は事業会社にかぎらないが、金融機関の本源的な機能から、こうしたケースが大半を占めることになる。

このケースにおいては、金融機関からすると、投資と融資の経済的な意義と効果が重要になる。事業会社に対するコミットメントの内容と効果は、投資と融資で大きく異なるし、またそのことが、当該金融機関の収益性や健全性等の経営指標にも影響をおよぼすからである。

また(4)で述べるように、事業会社が融資等を受けるに際して、その会計情報を操作する可能性があることから、金融機関はそれを見逃さないことに傾注する必要があるが、したがってまた、そのための手法が開発、改善されてきた経緯がある。

(2) 金融機関が行動客体となるケース

このケースは2つに細分類できる。その第1は金融機関が事業会社等から取引先として選択されるケースである。金融機関は自己の健全性と収益

性を向上そして維持するためにも、より優良な事業会社の取引先になりたいというインセンティブを有している。そのために、金融機関は積極的な営業を展開するとともに、より優良な金融商品を開発するという、金融機関が行動主体とした行動を展開するのである。

第2のケースは、とくに預金受入金融機関がその預金者から預金先として選択されるときである。このケースにおいても、多くの預金者は金融機関の健全性に大きな関心を有しているので、金融機関は、自己の健全性等をより向上させるという、金融機関が行動主体とした行動が展開されることになる。また預金受入金融機関でない場合でも、その健全性のレベルは金融市場や資本市場等における金利に反映されるので、実態的には、預金受入金融機関と同様な指向を有しているといえる。このケースにおいては、金融機関は評価客体としての立場と地位にもあるのである。

このように、行動主体となる場合と行動客体となる場合とは、多くの場合、因果関係にあり、同時に相互依存的な関係にもある。

(3) 事業会社が行動主体となるケース

このケースは(2)と表裏一体の関係（または因果関係）にある。したがってここでも、2つのケースが想定されるが、その内容と意義は容易に想像できると考えられるので、それについての考察は省略する。

(4) 事業会社が行動客体となるケース

さきに述べたように、このケースは(1)のそれと実態的に同一である。しかしこのケースにおいては、事業会社の側からの解説、検討をおこなう。事業会社が金融機関とのかかわりをもつパターンには、(1)でも述べたように、大別して、融資を受ける場合と投資を受け入れる場合がある。事業会社からすると、前者では負債が増加し、また後者では資本が増加することになる。経営指標あるいは経営分析上からすると、当然、後者のほうが好ましいことになるが、ことはそう単純ではない。とくに特定金融機関の持ち株比率が一定程度を超えることは、それだけでなくも強力な金融機関の影響力がより増すことになる⁸⁾。したがって事業会社からすると、いわゆるコーポレート・ガバナンスの観点から、これを制御（抑制）しようとする傾向が予想できる。

しかしまた事業会社は、特定金融機関との関係を深め、そこからの投融資を積極的に受け入れる事態も想定されるが、これについては本稿ではこれを指摘するにとどめ、これ以上は言及しない。

多くの事業会社は多くの場合、金融機関からの融資を積極的に受け入れざるをえない立場にある。そうした場合、事業会社（の一部）は金融機関からの融資を受けやすいように、粉飾決算あるいは健全性の表面的な向上などの会計情報操作をおこないがちである。

III 評価主体と評価客体

III・1 評価主体と評価客体としての金融機関と事業会社

金融機関と事業会社には、評価主体としての立場と評価客体としての立場が概念上、混在している。そしてこれらは、それぞれが、行動主体と行動客体としての位置づけと深く関係しているのである。適時適切な行動をなすためには、適時適切な情報が必要であり、また正確な評価が不可欠である。

以下の4つのケースについて、II・2と対応させながら検討する。

(1) 金融機関が評価主体となるケース

このケースでは、事業会社はその収益性や健全性を偽る懸念を払拭することが重要となる。すなわち、会計情報操作を見破り、事業会社の経営的、会計的状況を適時適切に把握することが必要になる。そのためには、3つの会計的事柄が肝要である。その第1は時価会計（評価）である。金融機関がその投融資のために事業会社を評価対象とする際には、原価主義会計に依存していたのでは、現在ならびに将来の状況を適切に認識することは非常に困難である。時価会計が万能なわけではないが、少なくとも原価主義会計よりも、こうした点に貢献することはたしかであろう⁹⁾。

8) こうした金融機関の影響力を排除するために、金融機関に対する持ち株比率規制、いわゆる5%ルールが設定されたが、近時における債務株式化を促進するために、公正取引委員会はこのルールを弾力的に運用する方針を示している。

9) 時価会計についての文献は非常に多く公開されているが、そのなかでも、最近の動向を簡略に検討したものに、つぎのものがある。

田中建二、弥永真生、米山正樹「時価会計と減損」中央経済社、2004年。

第2の事柄は、時価会計を採用した場合でも、その評価頻度が問題になる。すなわち、年間1回または2回程度の評価頻度では、投資者や債権者の意思決定にも障害をもたらすであろうが、その与信金額が高額にのぼる金融機関の場合、これは致命的な問題となる。少なくともわが国制度会計上においては、最大でも四半期報告書による年間4回の評価頻度である。こうした問題に対処するために、つぎのような非制度的な情報収集が必要になる。

そして第3の事柄は非制度的な情報収集の必要性である。これは制度的な会計制度のみに依存していたのでは、適時適切な情報収集がかなわないために実行されるものである。このような情報収集は換言すれば、金融機関という強い立場を利用した強制的あるいは脅迫的な手段でもある。しかしまた、金融機関の立場に立脚するかぎり、こうした手法はきわめて有効であり、同時にそのコストも低廉であるというメリットもある。

(2) 金融機関が評価客体となるケース

II・2の(2)においてそうであったように、このケースは原則的に、さきの(1)のケースと対応する。その評価主体が事業会社であろうとも、また預金者であろうとも、金融機関が評価客体となるケースでは、事業会社が負ったコスト負担と同様な問題に遭遇する。しかし金融機関の場合、とくにその信用度あるいは健全性が重要となるので——なにせ、預金者は担保を設定せずに、金融機関に与信をしているのであるから——、自発的かつ積極的に、そうした状況を開示してゆかないと、急速に資金不足に陥る懸念がある。

このようなメカニズムが適切に発揮されることは、制度会計の枠組みを超えて、金融機関をめぐる会計情報や財務情報の充実に貢献することにつながると思われる。

(3) 事業会社が評価主体となるケース

このケースは前記(1)に対応するものである。多くの場合、事業会社は金融機関よりも弱い立場にある¹⁰⁾ので、金融機関が要求するような非制度的な情報収集はできないことが多いが、それでも、(2)のメカニズムが効果的に発揮され

10) もちろん事業会社といっても、トヨタ自動車や松下電器産業のような事業会社については、このかぎりではない。

ば、そのような問題は克服される可能性がある。

(4) 事業会社が評価客体となるケース

これについても、II・2においてそうであったように、このケースは原則的に、(1)のケースと対応するものである。(1)で述べた3つの会計的事柄は、金融機関にとっては有益であったとしても、事業会社にとってはそうでないことが多い。金融機関が非公式に要求する会計情報の作成コスト等は事業会社が負担するからである。しかしまた、このようなコスト負担によって、事業会社は金融機関からの融資を受けられる可能性が高まるのも事実である。そのような意味において、(1)と(4)におけるコストとベネフィットの間には、強い相互依存性が存在しており、金融機関と事業会社はそのことを十分承知のうえで、こうした情報要求と情報提供をおこなっていると考えられる。

III・2 会計機能との関連性

ここでいう会計機能とは、端的にいえば、評価機能のことである。そしてこうした機能において肝要なのは、先述した事柄以外には、金融機関と事業会社の間での相互評価機能である。この機能はすなわち、金融機関と事業会社の間において、それぞれの経済行動と会計行動をめぐる評価にかんして、相互評価がなされており、またそれに起因した相互牽制が機能していることを意味する。金融機関が事業会社を評価する場合と事業会社が金融機関を評価する場合とでは、その意義と影響に相違がある。以下はこれについての考察を展開する。

(1) 金融機関が事業会社を評価する場合

この場合においては、少なくともわが国においては、金融機関がその強力な影響力を行使し、事業会社の管理会計(的)情報までも収集してしまうことがある。先述したように、こうした情報収集は、非公式におこなわれているものであり、また脅迫的になされているものでもあり、さらには、その優越的地位を使用(または乱用)した結果でもある。

皮肉な表現かもしれないが、このような情報収集は、結果的または意図的に、管理会計(的)情報と財務会計(的)情報を統合的に利用しているものであり、また管理会計システムと財務会計システムを「統合」したのものとして認識することも

可能である。

(2) 事業会社が金融機関を評価する場合

この場合において事業会社は、金融機関のような強力な立場にないことが多いので、事業会社は、金融機関が公表する財務会計情報に加えて、格付会社が公表する格付けなどに依存せざるをえない。しかしまた、少なくともわが国においては、金融機関が事業会社に対しておこなうのと同様に、これらの取引は長期にわたることが多いので、対人的な交渉過程から収集された非会計的情報が大きな役割を担うことがある。こうした意味において、この場合でも、財務会計情報のみには依存しない、「総合的な」情報収集とそれを活用した意思決定がなされている、と考えることができる。

IV 仲介者としての金融機関

金融機関と会計情報(システム)に共通した特性がある。それは、仲介者としての機能¹¹⁾であり、またそれに関連した評価機能である。以下、それらを中心に考察する。

IV・1 資金余剰主体と資金不足主体

金融機関の経済的機能は、資金余剰主体(多くの場合は家計)と資金不足主体(多くの場合は企業(と国家))の間において、その資金そして情報の仲介をなすことにある。通常、金融機関の役割として、資金余剰主体と資金不足主体の間の資金移動を仲介、促進することのみが注目されるが、これは正確な認識ではない。資金移動の仲介にとってもっとも肝要なものは、当該組織についての適時適切な情報だからである。このような意味において、金融機関は情報産業の一種なのである。

(1) 個別金融機関の役割

個別の金融機関において、こうした情報の収集と蓄積そして分析がなされ、その結果を用いた与信にかかる意思決定が的確に実行されている、と考えられる。ここでいう情報は、財務会計システ

11) 余談に属する事柄であるが、仲介機能という点において、婚約、結婚における仲人は、男女間における仲介機能を果たしている。また金融機関と同様に、そこにおいては評価機能が適時適切に遂行されることによって、その「成功」の確率は高まるものと考えられる。かような意味において、仲人業も一種の情報産業である。

ムによって提供されるものが主流であろうが、それに限定される必要はない。というよりも、先述したように、財務会計システム（情報）と管理会計システム（情報）を「統合」したシステムが運用されている、と考えることが妥当である。

(2) 金融業界の役割

個別の金融機関が集合して金融業界を形成している。こうした業界は、なにも金融業界にかぎらないものであるが、そこにおいて交換される重要な要素が「情報」である。特定の事業会社の情報が非公式に交換され、個別金融機関が保有する情報の正確性がいつそう的確なものになる可能性がある。金融業界におけるこのような情報交換は、変則的な市場を形成しているとも考えられるが、またそれによって、こうした側面における金融機関の機能が強化されているのである。

(3) 仲介者としての機能強化

個別金融機関と金融業界においては、このような意味において情報交換のシステムが制度化されることにより、金融機関が有する仲介者としての機能がより強化されることになる。しかし同時に、財務会計のみの立場に立脚するかぎり、そして近視眼的あるいは短期的な観点によるかぎり、こうした広汎な情報（交換、作成）システムの形成と運用は、相対的に、財務会計の必要性和その意義を毀損する可能性を孕むものでもある。

IV・2 資金調達市場と資金運用市場

金融機関に対して期待される経済的機能との関連でいえば、それにかんする市場には、大別して、資金調達市場と資金運用市場が存在する。こうした市場としては具体的には、証券市場や金融市場などがあげられるが、それを、資金調達者側からみるか、資金運用者側からみるかによって、異なった呼称が用いられる——会計学の立場からは、このような観点からの分類のほうが重要である——。金融機関の特性として、これら2つの市場に深く関係している。はしがきにも記したように、元来、財務会計の英文表記は“Financial Accounting”であるが、この表記自体、財務会計がファイナンスあるいは金融と関係深いことを物語っているが、金融会計のそれは“Finance and Accounting”であり、こうした用語法それ自体が、資金調達と資金運用の仲介者としての役割を表象しているも

のである。

(1) 資金調達市場との関連性

資金調達者になるのは、金融機関であることもあり、また事業会社であることもある。さらには、個人（家計）なども、短期的または長期的な必要性から、資金調達者となることがある——ただし個人（家計）については、本稿ではその検討対象とはしない——。

① 金融機関が資金調達者である場合

この場合、金融機関は、その制度上、おもに預金市場からの資金調達を中心にせざるをえない。預金市場においては、預金保険による保証上のシステムが一定程度確保されている¹²⁾ といえ、預金者は、その預金債権と金利の回収におもな関心を有しているため、金融機関の健全性に強い関心をもっている。こうした状況下において、預金市場という資金調達市場において、金融機関は一方の当事者であるとともに、また仲介者としての役割をも担っている。もちろん、そこにおいてその役割を十全に達成するには、会計情報が必要不可欠なのはいうまでもない。

② 事業会社が資金調達者である場合

この場合、事業会社は、その資金調達先を金融機関に限定する必然性はない。新株発行による資金調達をなしてもよいし、社債を発行してもよく、さらには、同業者などからの借入れをするという手段もある。ただしこれらの資金調達手段によろうとも、そこでは金融機関が直接的または間接的に関与しており、また同業者などから借り入れるに際しても、金融機関からの評価が一定程度以上良好でない事業会社に対して同業者が与信してくれるとは考えにくい。

このような意味において、事業会社が資金調達者である場合についても、金融機関そして会計情報は資金調達をなすうえでの仲介者としての機能を果たしているのである。

(2) 資金運用市場との関連性

ここにおいても、さきの(1)とほぼ同様な観点から考察する。ここでの主要な論点は営業投資

12) 2005年4月以降においては、保険の対象となる預金等のうち、決済性預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3つの要件を満たす預金）に該当するものは全額保護となり、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されることとなっている。

と金融投資の関係である。

① 金融機関が資金運用者である場合

この場合の特徴としては、金融機関の営業投資はその実質において金融投資と一致している点があげられる。周知のように、事業会社の場合、営業投資と金融投資が異なり、「本業」¹³⁾への投資が営業投資になるが、金融機関の場合、その「本業」それ自身が金融投資となる。

資金運用者としての金融機関にとってもっとも肝要なことは、その主たる収益源である貸付金の「管理」である。ここでいう管理とは、与信時の決定事項から、与信期間（あるいは回収期間）中の事柄、そして回収不能時（またはその可能性が上昇した際）の対処などを包含するものである。またこの管理のなかには、当然、当該貸付金の評価がとくに重要になってくる。このような評価は、当該事業会社の運用成果やその信用リスクと密接に関係しているものである。

そして資金運用者である金融機関に対する評価は、基本的にその業務成績によってなされ、それは当該金融機関の株価に反映されているはずである。とくに金融機関の場合、その資金を金融市場から調達することがある点に起因して、金融機関が信用供与を受けるときに適用される金利によって評価されている側面もある。さらに、格付会社による格付けも、金融機関の株価や金利に大きな影響をおよぼすものである。

② 事業会社が資金運用者である場合

金融機関とは異なり、事業会社がその資金運用にあたる場合には、その営業投資が金融投資になることは、原則としてないはずである。なぜなら、事業会社の営業投資は、その「本業」である新製品や新サービスの開発などに向けられるはずであるからである。

事業会社においても、その主たる収益源である投資プロジェクトの「管理」が重要になる。そしてここでも、その投資の評価が問題になる。この

ような評価は、直接的には管理会計の領域に属する事柄であるが、間接的そして最終的には、財務会計上の問題に達する。財務会計の領域においては、一定程度長期にわたる開発期間をとまなう営業投資については、当該営業投資の時期とそれが収益（利益）として表面化する時期までの間には、一定程度以上のタイムラグを生じることになる。こうしたタイムラグは、営業投資金額が巨額であるほど、財務会計上問題になる。これに対する対応策としては、当該投資額をその支出時には繰延資産として計上し、その後、償却処理するという手法が想定されるが、制度会計上、これが容認されることは限定的である。

いずれにしても、金融機関による資金供給によって、このような営業投資がなされる場合には、金融機関は、投資プロジェクトの「管理」に深く関与していることになる——このような「管理」の一部をモニタリングという——。そこにおいては、必要となる資金と投資プロジェクトの「管理」そしてその仲介と評価を、金融機関が担っているのである。

資金運用者である事業会社に対する評価は、基本的にその業務成績によっておこなわれ、それは当該事業会社の株価に反映されるはずである。事業会社の場合においても、その資金を金融市場から調達することがあり、その際には、事業会社が信用供与を受けるときに適用される金利によって評価を受けている側面もある。そして、こうした株価や金利をもとにして、金融機関は与信先である事業会社を評価している場合もある。

V 仲介者としての会計情報

金融機関にしても事業会社にしても、それらが行動と評価の的確な主体となりうるためには、その判断材料となる会計情報とそれを作成するための会計基準が重要になる。このような意味で、意思決定と利害調整の双方において、会計情報と会計基準は仲介者としての役割を担っているのである。

わが国における一般的な会計基準設定機関は、現在、企業会計基準委員会¹⁴⁾である。もちろん、企業会計基準委員会が設定する会計基準も、金融機関はその適用が強制される。さらに実務上は、法人税法やその関連法規の影響を強く受けることは、その他の業種業態と同様である。しかしまた、

13) ここにおいて、なにもをもって「本業」を判断、判定するかという難渋な問題に遭遇することになる。しかし少なくとも形式上は、当該事業会社の定款に記載されている活動については、これを「本業」と判断せざるをえない。ただし、こうした形式上の判断基準のみに依存したのでは、経済的、経営的な実態を反映していない会計情報を公表することになりかねない。その的確な判断は非常に困難な仕事である。

金融機関に対して特別に適用される、実質的な会計基準も存在する。このことに金融会計の特徴のひとつがある。

ここにおいて注意を要することは、仲介者としての機能を直接的に担っているのは、会計情報であるが、そのことは、間接的には、そうした会計情報を作成するための会計基準もそのような機能を果たしていることになるし、また会計基準設定機関も同様な機能を有している点である。

V・1 金融検査マニュアル（金融庁）

(1) 金融検査マニュアルの特性

現在のわが国においては、金融機関の経営戦略や会計戦略において、いわゆる「金融検査マニュアル」¹⁴⁾が果たす役割とその影響力には甚大なものがある。こうした金融検査マニュアルは、文字どおり、金融庁（金融検査官）が金融機関を検査するために用いるものであると同時に、金融機関がその経営戦略や会計戦略を構築、運営するに際して、その指針として活用することを期待したものである。またこのような金融検査マニュアルには、従前とは異なり——事前に明定されたルールに基づかない裁量的な検査等に対する批判が強く展開されていた事実がある——、事前に規定、公表されたルールに基づく検査を目指したもので

14) 企業会計基準委員会はプライベート・セクターに属する組織であり、また企業会計審議会はパブリック・セクターに属する組織である。また2006年1月現在、企業会計審議会は、その審議内容に一定の制約があるとはいえ、存在しつづけている。したがってわが国において、公式に認められた一般的な会計基準設定機関としてこれら2つが並存していることになる。

15) 「金融検査マニュアル」と呼ばれるものには複数のものがある。通常、たんに「金融検査マニュアル」といったときには、預金等受入金融機関に係る検査マニュアル(1999年7月(最終改正:2004年2月))を意味することが多い。このマニュアル以外にも、金融持株会社に係る検査マニュアル(2003年7月)と保険会社に係る検査マニュアル(2000年6月(最終改正:2004年2月))があり、また預金等受入金融機関に係る検査マニュアルには、「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」がある。これらのマニュアルの詳細については、つぎの金融庁のサイトを参照のこと。全文ダウンロードが可能である。<http://www.fsa.go.jp/manual/manual.html>, 2006年1月10日現在。

またこれらとはべつに、監督指針や事務ガイドラインなる文書も多数存在するが、これらについても、つぎの金融庁のサイトを参照のこと。全文ダウンロードが可能である。<http://www.fsa.go.jp/guide/guide.html>, 2006年1月10日現在。

もある。

金融検査マニュアルが規定された当初の目的は、こうしたものであったが、現実の運用面においては、かならずしも、このような目的に合致する場合だけではなかった。金融検査マニュアルにおいては、詳細に種々の規則が定められているが、実際に、金融検査官などが金融機関の検査にあたる際には——そして金融機関が事前にその経営戦略や会計戦略を構築、運営するに際しても——、これらの金融検査マニュアルだけでは十分でないことが多い。

(2) ルールの完全性と不完全性

こうしたことは当然なことである。金融機関に対する検査業務にかぎらず、すべてを書き込んだ完全なルールを作成することは至難の業である。

これには3つの理由、事情がある。第1のそれは、現実の経済社会現象——会計現象も当然、このなかに含まれる——に対するルールを事前にすべて定めることは、それが対象とする組織やシステムの複雑さからしてほとんど不可能である。またそうした試みをするには、膨大なコストを要し、その負担をいかになすかという問題もある。第2のそれは、こうした問題が解消され、たとえほぼ完全なルールが作成されたとしても、それが対象とする経済社会現象は絶えず変化しているものであり、その設定当時はほぼ完全であったルールも、その適用時には、不完全なものとなしている可能性がある。そして第3のそれは、なにごとによらず、詳細なルールを事前に規定、公表することは、換言すれば、当該ルールからの脱法行為を示唆している蓋然性があり、このような点からも、詳細に規定されたルールの「陳腐化」は早いのである。

このような問題に対処するには、大別して2つの手法がある。第1のそれは、ルールには基本的な原理原則だけを定めておき、現実の運用については、規制機関や行政機関に「委任」というものである。第2の手法は、やはり、ルールには基本的な原理原則だけを定めておき、現実の運用は、業界団体等の「自主規制」に委ねるといものである。これら2つの手法には共通する課題がある。それは当該組織による恣意的な運用である。わが国において現実の問題となるのは金融庁によるそれであるので、つぎにそれについて検討する。

(3) 金融庁による恣意的な運用

先述したように、金融検査マニュアルは金融庁（金融検査官）が金融機関を検査するに際して準拠すべき内容や手続きを定めたルールである。しかし現実の検査においては、こうした詳細なルールだけでは解決しえない問題に遭遇することがある。その場合、金融検査官は、現実の状況に応じた判断を迫られることになる。そしてこのような判断をなすためには、その対象とする現実を的確に認識する必要があるが、そのような認識は当然に個人差をとまなう。このような個人差は、人間がおこなう判断にはつきまといがちなのであり、これを払拭することは、原則的に不可能である¹⁶⁾。

さらに、金融庁が金融検査をおこなうに際しては、その政治的な立場からして、またマクロ経済的な観点から、金融検査マニュアルが想定していないような方向に、金融機関そして金融業界を「誘導」するというインセンティブを有することがあると考えられる¹⁷⁾。もちろん、規制機関や行政機関にあつては、このような立場や観点到に立脚した行動をとることは、ある程度は必然的に生じるものであろうが、それが行き過ぎると、少なくとも当初、金融検査マニュアルが策定されたときの理念とは懸け離れたものとなっている可能性があるのも事実である¹⁸⁾。

V・2 日本公認会計士協会各種委員会報告等 （日本公認会計士協会）

(1) 日本公認会計士協会各種委員会報告の位置づけ¹⁹⁾

金融機関のみならず、監査対象会社（法人）

16) こうした問題を解決するためにも、金融庁においては、金融研究研修センターを設置、運営しているところである。このセンターについてはつぎのサイトを参照のこと。<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>, 2006年1月10日現在。

17) 近時、金融庁がおこなっている金融検査そして金融行政には、その根本において、金融機関が抱える不良債権の早期処理とそれに関連した金融再編があると考えられるが、そのためには、金融検査マニュアルをはじめとしたルールを逸脱するような行動が散見されるとの批判がある。しかしまた、このようなマクロ的な観点からの行政執行を忌避することにかんする根拠は、どのようなものかという疑問も存在する。

18) こうした問題については、たとえば、つぎの文献を参照のこと。

「権力の魔力に魅入られた金融庁——役割終了したのになお裁量行政強行——」『選択』2005年9月、68-69頁。

は、公認会計士または監査法人による監査を受けなければならない。公認会計士等が監査するにあたっては、商法（商法施行規則）や証券取引法（企業会計原則）などの一般法令を遵守するのは当然であるが、それに加えて、というよりも、それ以上に、日本公認会計士協会の各種委員会による報告（答申書）にしたがわざるをえない。もちろん、前記V・1で述べた金融検査マニュアルの影響も大きいですが、それに劣らぬほど、これらの報告（答申書）も重要になる。

とくに健全性に問題がある金融機関については、担当する公認会計士が適正意見を書くかどうか、その存続にとって死活問題になることから、こうした報告（答申書）の内容とその解釈が重要になるのである。

このような報告（答申書）を作成する——したがって実質的な会計基準を作成する——日本公認会計士協会の各種委員会には、たとえば、会計制度委員会、監査基準委員会、監査・保証実務委員会（旧監査委員会）、業種別委員会（旧業種別監査委員会）そして銀行等監査特別委員会などがある²⁰⁾。

(2) 実質的な会計基準設定機関としての適格性

日本公認会計士協会はわが国における一種の「業界団体」である。そうした業界団体内部の各種委員会報告が、金融機関にかぎらず、現実に会計基準として機能している実態をどのように認識、評価すべきかという問題がある。日本公認会計士協会各種委員会報告は、ある意味からすると、業界団体の「自主規制」の一種である。それはどのような公的な機関からも正式に承認されたものでもない。このような日本公認会計士協会が実質的な会計基準設定機関としての適格性を有するかについては疑問がある。しかしまた、その専門性等からして、日本公認会計士協会以外の組織において、このような役割を代替する組織が現実に存在するか、またはそれを創設するかなどについても、その現実性からして疑問があるのも事実である。

19) このような日本公認会計士協会各種委員会報告の法的な位置づけやそこにおける委任条項等についての検討は、本稿においては省略している。

20) これらの各種委員会とそれらが公表した報告（答申書）については、つぎの日本公認会計士協会のサイトを参照のこと。http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/index.html, 2006年1月10日現在。

(3) 公認会計士による恣意的な運用

ここにおいても、金融庁（金融検査官）が置かれた立場と同様な、公認会計士による恣意的な運用という問題に逢着する²¹⁾。その基本的な構造と課題は金融庁のそれと同様であるが、つぎのような相違点もある。それは、公認会計士が日本公認会計士協会各種委員会報告等に基づき、厳格な監査をおこなった場合、当該公認会計士や監査法人に対する経済社会的な評価は高まる可能性があるが、そのために、重要なクライアントを喪失する可能性もあることである。このような意味において、公認会計士あるいは監査法人は、経済社会的な評価と自己の経済的得失の間においてジレンマに直面しているのである。

こうしたジレンマには、またつぎのような側面もある。それは、厳格な監査を実施したために、関与先企業が倒産したり、その危機に瀕したような場合には、当該監査法人の他の関与先——そのなかでも、とくに倒産の懸念が高い企業——においては、監査法人の変更をおこなうかもしれない、というものである。けれども、適正意見の監査報告書を出した企業が倒産し、その後の調査で、監査手続きにおいて瑕疵があることが判明すれば、その監査法人自身も倒産または清算の危機に直面する可能性がある。このような意味において、監査法人は二重のジレンマのもとにあるといってもよいかもしれない。

V・3 法人税法等²²⁾（国税庁）

周知のように、法人税法等の税法規程はその関連規則を含めて、詳細をきわめており、たとえ金融機関に関連する事柄に限定したにしても、これについて詳細に検討することは困難である。したがって本稿においては、その概念的な論点と具体例の一部を紹介し、簡略な考察にとどめる。

従来から、法人税法等による企業会計への「侵食」が話題になることが多かったが、こと金融機関にかんしては、このような傾向が顕著である。

21) このような恣意的な運用については、非公式な場面で言及されることはあるが、これについての、引用可能な公表資料等は実質的に存在しない。

22) こうした法人税法等の法律的または行政学的な位置づけやその効果についての検討は、本稿においては省略している。

なぜなら、税法規程が金融機関の不良債権処理の促進などに活用されることが多く、よって、金融機関そして金融会計はとくに税法規程の影響を強く受けてきたからである。税法自身が非常な強制力を有する会計基準であり、かような意味において国税庁等²³⁾は実質的な会計基準設定機関であると位置づけることが妥当である。

金融機関にかんする税法規程でいうと、とくに貸倒引当金の処理——繰入と戻入——が重要になる。より具体的には、貸倒引当金繰入（額）のうち、どの程度を課税所得算定上の損金として算入するかが問題になる。金融機関からすると——なにも金融機関にかぎらない事柄ではあるが——、他の条件が等しいかぎり、当該繰入額を可能なかぎり損金算入できるほうが、納税額を削減できるという点において好ましいことである。このことは、税法規程（の変更）が金融機関等の会計行動や会計戦略そして経営戦略に対してまでも、変更を強いる可能性があることを意味するものである。

VI 会計情報作成者と会計情報利用者

会計情報の作成者と利用者が存在しているのは、金融機関あるいは金融会計に特有な現象ではない。しかしまた、金融機関あるいは金融会計に特有な特性や論点もある。それは、同一の経済主体が会計情報の作成者と利用者の双方の立場に立つことがあるという点である。

ここにおいて考察している内容の一部または多くは、規制産業に共通する特性でもある。

VI・1 会計情報作成者のタイプとその役割

金融機関そして金融会計においても、その他の業種業態と同様に、会計情報作成者は基本的に金融機関自身である。しかしまた、金融機関の特性と特殊性に起因して、金融機関以外の組織が実質

23) ここで国税庁を実質的な会計基準設定機関として認識することは、ある意味では正確ではない。こうした認識は、少なくとも形式的には妥当なものであるかもしれないが、税制改革を実質的に担っているのは、政府と自民党の税制調査会であり、そこにおいて承認されない法案は、これまでは、国会に上程されることはなかった。したがってこの意味では、こと税法にかんするかぎり、かつ税法を実質的な会計基準として理解するかぎり、その実質的な会計基準設定機関は税制調査会と認識することが適切であろう。

的な会計情報作成者として機能している側面も存在する。皮肉な現象であるが、多くのステージにおいて、会計情報の作成者とその利用者は対立的であることが多いが、こと金融機関においては、これらが「融合」または「調和」しているという特徴があると考えられる。

(1) 金融機関

他の業種業態と同様に、金融機関の会計情報を作成する立場にあるのは、その金融機関である。しかしその際においては、先述したように、一般的な会計基準である企業会計原則などに加えて、各種の規則や規制にしたがわざるをえない状況下にあるという特徴がある。

(2) 金融庁と日本銀行

金融庁と日本銀行を同列にして議論することは、いささか乱暴かもしれない。しかし少なくとも従来は、金融機関に対する本質的機能においてほぼ同一のものを有していたのも事実である。もっとも、その内容は類似していても、その検査(のようなもの)の呼称については、金融庁(大蔵省時代についても同様)は検査といい、日本銀行は考査——日銀内には考査局という部署が存在する——という違いがある。なお本稿では、ここでいう検査と考査の内容とその相違には言及しない。

いずれにしても、先述したように、金融庁は金融検査マニュアル等に基づき、実質的な会計情報作成者として機能をしているのである。

日本銀行によるものについてはともかく、金融庁によるそれにおいては、政策的観点からの誘導策が講じられることがある。おもにマクロ的な観点から、こうした誘導策を経済社会的にどの程度容認するかについては、経済的にも政治的にも微妙な問題である。

(3) 監査法人

監査法人の本源的な機能は、当然、監査にある。しかしこれについても先述したように、監査法人は自己の置かれた立場や利害に基づき、監査という観点から、またはその観点から離れて、金融機関等における会計情報作成に過度にコミットする傾向を有する——このような傾向は、先述したような監査法人の利己的または自己防衛的な観点からすると、当然なものかもしれない——。

さらに監査法人は、監査報告書の記載内容に

よっては、当該金融機関そして企業の存廃にかかる最終的な決定権を有していると考えられる——もっとも、このような決定権は、監査法人の存亡を賭した、または引き換えにしたものであるが——。

VI・2 会計情報利用者のタイプとその役割

金融機関にかんする会計情報の利用者には、じつに多様なタイプの組織が存在し、それぞれの目的や機能に応じて、その意思決定に会計情報を活用している。

(1) 株主

金融機関の会計情報の利用者としても、株主が重要な存在であることにはかわりはない。ただし金融機関の株主は、自己矛盾的な利害を内包しているという特徴がある。それは、金融機関はその機能と構造に起因して、基本的にリスク回避的であるのに対して、その株主は原則としてリスク選好的である。こうした特徴に対しての安易な説明は、金融機関の株主は、事業会社のそれとは異なり、特殊な存在であるというものである。

いずれにしても、金融機関の株主は、その「オーナー」としての機能を果たしているはずであるが、そこにおいては、基本的にはリスク選好者としての立場を維持しつつ、金融機関の特性に応じて、そのリスクテイクのレベルを制御しているはずである。かような意味において、金融機関の株主は特殊な立場と利害を有しているといえよう。

(2) 預金者

預金者は金融機関に特有な会計情報利用者(そして利害関係者)である。預金者は金融機関に対して、なんらの物的担保をとらずに、その資金を貸し付けている。このような預金者の特性に起因して、預金者は金融機関の健全性あるいは信用リスクに対して非常に敏感である。

こうした意味において、預金者という会計情報利用者は相対的に、金融機関の損益計算書よりも貸借対照表を重視しているものと考えられる。また多くの預金者は、その預金債権が僅少であることもあり、預入れ先である金融機関の財務諸表を直接に分析していることは稀であろう。しかし、経済ジャーナリストや証券アナリストなどの情報加工業者によって加工、提供された、いわば二次的会計情報を利用しての意思決定をおこなっている可能性がある。さらには、格付会社による金融

機関の預金債権にかかる格付けをも活用しているであろう。

預金者と金融機関の関係を考察する場合、預金保険制度の存在と関係が重要になる。預金保険制度とは、弱小な預金者の保護に資するために、一定額以下の預金（現在、1,000万円以下）および特定種類の預金（決済性預金）については、当該金融機関が破綻しようとも、その預金債権は全額保護されるという制度である。しかしこうした預金者保護は、このような条件を満たすかぎり、預金金利が高い金融機関に預金が集まるとい現象を惹起する懸念がある。かような現象は、個別の預金者からすると経済的に合理的なものであるが、一種のモラルハザードを生じさせている。

(3) 預金者以外の債権者

金融機関において、預金者以外の債権者も存在するが、その経済的、会計的な重要性は高くないので、本稿ではその存在を指摘するにとどめる。

(4) 金融庁と日本銀行

これらの規制機関、監督機関は、前記VI・1で検討したように、金融機関にかかる会計情報の実質的な作成者であるとともに、代表的な利用者でもある。金融庁と日本銀行では、その利用目的や利用形態に相違があるが、本稿では基本的に、前者を想定した考察をおこなうことにする——しかしここでの考察は後者に対しても、原則として妥当するものである——。

金融庁などの規制機関が一般に公表された財務諸表などの会計情報を利用するのは当然である。しかしこれらの機関は、これに加えて、いわば「オーダーメイドの会計情報」をも利用することが可能である。これらの会計情報は、狭義の制度会計から産出されるものではなく、規制機関としての法的権限から、公式または非公式に金融機関に対して要請することによって入手されるものである。

また財務諸表についても、これが一般の会計情報利用者に対して提供される以前に、金融庁などの規制機関は、これを利用できる立場にある——規制機関は金融機関会計情報の実質的な作成者でもあるのであるから、このことは当然である——。

規制機関は同時に行政機関でもあるので、行政目的に寄与するために会計情報を利用する可能性がある。たとえば、金融機関どうしの合併や買収

(M&A)を斡旋または促進するために、公式そして非公式に会計情報が利用されることがある。かような目的、形態での会計情報利用をどのように位置づけるかについては、多様な見解が想定されるが、本稿ではその存在を指摘するにとどめる。

なお歴史的にみれば、従来は金融機関にかかる会計情報の実質的な利用者は大蔵省や日本銀行にかざられていた時代がある。このような時代には、いわゆる「護送船団方式」による金融行政が採用されており、金融機関が破綻することはなかった。破綻、倒産がおきないことが、政府によって実質的に保証されている状況下においては、金融機関の株主や預金者そして債権者がその会計情報を利用する必要に乏しかったともいえる。

(5) 他行（同業他社）

金融機関あるいは金融業界においても、一般に公開されている会計情報は、同業他社である他行が利用している可能性があり、またそれに付随する問題もあるが、本稿ではこの点についての検討は割愛する。

(6) 預金保険機構²⁴⁾

先述したように、金融機関においてはその預金者を保護するために、預金保険制度が整備されている。預金保険制度を担う預金保険機構は、金融機関から徴収する保険料を、金融機関の健全性などをもとに算定しているので、そのための基礎資料として当然、会計情報を必要とすることになる。この場合においても、一般に公表された財務諸表などの会計情報が利用されるのは当然であるが、それに加えて、その職権などにに基づき、追加的な会計情報を提出させることが予想される²⁵⁾。

24) わが国預金保険機構の機能と構造については、同機構のサイトを参照のこと。http://www.dic.go.jp/, 2006年1月10日現在。

25) もつとも、2006年1月現在、わが国預金保険機構（制度）においては、米国等において採用されている可変保険料率が採用されているわけではないので、ここで検討したような事態にはいたっていない。わが国における預金保険料率にかんする問題についてはつぎの報告書を参照のこと。

預金保険機構「預金保険料率研究会中間報告」2004年6月。

また預金保険料についての国際比較についてはつぎの文献を参照のこと。

石塚雅典「預金保険料制度の国際比較」『預金保険研究』2004年3月、1-16頁。

本稿ではこれ以上の検討はおこなわないが、米国などにおいては、預金保険機構（ファンド）がそのための会計基準を公式に設定しているの、預金保険機構はたんなる会計情報利用者ではなく、形式的にも会計基準設定機関として機能しているのである。

VI・3 ステークホルダーの関連性

VそしてVI・1とVI・2において検討したように、金融あるいは金融機関にかかるステークホルダーには、多種多様なタイプの個人や組織が存在している。そして、それらは複雑に錯綜した相互依存関係にあり、さらにそうした関係は刻々と変化しているのである。もちろん、会計情報や会計システムの主要な役割は、このような変化を適時適切に伝達し、ステークホルダーの意思決定を的確なものにし、それに関連する利害調整を結果的に遂行することである。

金融会計に登場するステークホルダーの関連性には、いくつかのタイプのもものが存在する。以下、これらについて簡略に検討する。なお本稿において、金融会計にかかるすべてのステークホルダーの関連性を詳細に考察することは、その紙幅の関係からしても不可能なので、その基本的法則についてのみ検討する。

(1) 因果性

このタイプの関連性は、特定のステークホルダーの行動や判断——およびそれらの「予兆」や「予測」——がべつのステークホルダーのそれらに影響をおよぼすことを意味する。こうした影響を受けるステークホルダーが単数とはかぎらず、当然、複数の場合もありえる。またこのような因果性の発生が1回とはかぎらず、連続的に発生することも想定される。このような因果性には、当然に強弱が存在するし、また特定の因子については、フィードバックが生じることもあろう。

ステークホルダーにかかるこうした特性は、金融会計にかぎらず、財務会計または企業会計においても成立するものであるが、金融会計においては、金融機関あるいは金融システムの複雑性そして事業会社との関係に関連して、より錯綜したものとなっている。このような特性を、おもに会計学の観点から考察することは、会計情報に裏づけられた制度やシステムの構築や運営に資するとい

う効用をもたらすものである。

(2) 相互性

このタイプの関連性は、特定のステークホルダーの行動や判断——およびそれらの「予兆」や「予測」——がべつのステークホルダーのそれらに影響をおよぼすだけでなく、相互に影響をおよぼしあうことを意味する。本稿では、因果性と相互性を、とりあえず識別した議論を展開するが、現実の場面においては、これらの厳密な識別は困難であることが多い。

この相互性と因果性の相違は、基本的に、程度の問題でもある。すなわち、因果性においても、フィードバックをとまなうものであれば、そこにおいては、それは相互性の範疇に属する問題でもありえる。また、こうしたフィードバックが連続的に発生することもありえよう。

いずれにしても、金融あるいは金融機関を取り巻く状況は、多くの場合、複雑な相互性のもとにあり、そのなかにおいて、多種多様なステークホルダーは、自己の短期的または中長期的な利害の極大化を目指した行動を採用しているはずである。そこにおいて会計情報は果たす役割は非常に大きい。

(3) その含意

ステークホルダーの行動や判断を考察する際において肝要なことは、そうした行動や判断の背後にある事情や理由そして因子である。もちろん、金融会計においては原則として、それらのうちの会計情報にかんするものに限定した考察を展開するわけであるが、従前の会計学とは異なり、経済制度や経営戦略に対しても、その検討対象を拡張している点に、金融会計の特徴と意義があるのである。

会計情報の作成者やその利用者であろうとも、またそのほかのステークホルダーであろうとも、その関連性を考慮した制度やシステムを構築することは、金融会計の現実的な有効性を向上させ、さらに、金融システムや金融機関そしてそれらが活躍する市場の効率性を向上させるうえでも、大きな貢献をなす可能性がある。金融会計においては、たんに金融商品の適正な評価や金融機関の財政状態の表示のみが問題なのではなく、このような制度やシステムの適切な構築と運営に資することに、その意義とその可能性があるのである。

金融機関における不良債権処理などの問題が顕在化してひざしいが、そしてこのような問題を究明することも重要であるが、本稿において展開したような金融会計の枠組みのなかで、不良債権問題を検討することによって、こうした問題の本質を理解することが可能になると考える。

むすび——特殊性と普遍性の接点

紙幅上の制約等から本稿において十分に検討していない事柄がある。それは、金融会計における制度的要素と政策的要素である。これについては別稿において考察する予定であるが、その要諦の一部を整理しておく。本稿で検討してきた金融会計の特性から、金融会計には、会計制度はもちろんのこと、経済制度や政治制度などの制度との結びつきがきわめて強いという特徴がある。また金融会計には、産業政策や金融政策そして企業の経営政策（経営戦略）などとも密接に関係している。このような金融会計の特性は、金融機関の重要性から当然なものであるが、またそうであるがゆえに、金融会計を理論的な観点のみから構築、考察することは原則として不可能であり、またその証拠として、過度な政策的配慮や政治的介入を招いた事実と歴史があることを銘記すべきである²⁶⁾。

かような意味において、金融会計の本来的機能と結果的（派生的）機能を区別した議論を展開する必要がある。ただしその際、金融機関そして金融会計が有する公益性と公共性に対しては十分な配慮が肝要である。

金融会計には特殊性と普遍性がある。この特殊性とは、金融機関という特定業種をその対象とし

た学問領域そして実務領域という意味である。これに対して普遍性とは、金融機関あるいは金融システムが備えている資金調達と資金運用という機能に起因するものである。どのような経済制度に立脚しようとも、企業という組織体においては、資金の調達と運用そして管理が重要であることに変わりはない。このような意味において、金融会計はまさに“Finance and Accounting”または“Accounting in Finance”なのである。

また金融会計では、たんに金融機関のみをその対象としているわけではなく、金融機関が事業会社に投融資をしている関係上、事業会社とも密接な関係を有している。よって金融会計は事業会社も、その研究対象としているのである。さらには、事業会社においても、その資金運用先が金融商品に向けられる部分もあることから、こうした意味においても、事業会社は金融会計の研究対象となりえるものである。

このように、金融会計には、その理論と実務そして政策において、普遍性と拡張性を備えているものである。これはたんに特殊な領域の問題ではなく、財務会計の本質的な機能を拡張し、そして補足する意義をも有しているのである。考えてみれば、従来においても、その用語法はともかく、金融会計的な領域が存在していたのも事実である。今後肝要なことは、それをいかに体系づけ、分散していた研究テーマを的確に位置づけ、それぞれの関係を明確にし、そこからより多くのまたより充実した研究成果が産出されるシステムを構築することである。

（2005年11月30日受付）
（2006年1月13日受理）

26) 金融機関に関連するこうした代表的ケースに、昭和50年代に生じた国債評価問題、そして、2003年に生じた時価会計の凍結法案と減損会計の適用延期をめぐる問題がある。これらについては、それぞれつぎの文献を参照のこと。

星野一郎「銀行保有国債の評価方法変更にかんする会計問題——評価方法としての低価法と原価法をめぐって——」『産業経理』1988年10月、84-98頁（または星野一郎『会計政策の法則——会計行動の特性と背景——』同文館、1999年、39-58頁）。

星野一郎「アカウンティング・ジレンマ——時価会計の凍結法案と減損会計の適用延期をめぐって——」『会計』2003年12月、31-43頁（または星野一郎『金融機関の会計政策——時価会計・利害調整・情報操作——』中央経済社、2005年、45-109頁）。